

## 役員・自営業主・家庭内職者・家族従業者(配偶者が自営業主)の方へ (就労証明書をご使用する場合)

役員・自営業主・家庭内職者・家族従業者の方は、就労証明書とあわせて下記の書類の提出が必要になります。  
なお、就労証明書ではなく、就労確認書をご使用する場合は地区民委員の確認が必要であり、その場合は下記書類の提出は不要となります。

### 【①役員・自営業主・家庭内職者の方】

○必要提出書類（AもしくはBをコピーで提出してください。）

**A. 確定申告書、開業届、営業許可証、登記事項証明書など、役員や個人事業を営んでいることがわかる書類**

上記Aの書類が無い場合は、以下のBの書類①②両方の提出をお願いします。

**B. 下記の2点いずれも（屋号・個人名などが確認できるものに限る。）**  
①本人が業務を行っていることがわかる書類（店舗の広告、チラシなど）  
②売上や収支がわかる書類（請求書、伝票、契約書、納品書など）

### 例1. 農業従事者、漁業従事者

- (1) 直近の売上が確認できるもの（販売代金収支内訳表、水揚げ、販売がわかる伝票など）
- (2) 田畑の固定資産税の納付が確認できるもの（固定資産税通知書など）

### 例2. 店舗経営（飲食店、美容室など）

- (1) 店舗の固定資産税通知書または賃貸借契約書
- (2) 直近の売上が確認できるもの
- (3) 店舗の広告、チラシなど

### 【②家族従業者（配偶者が自営業主の場合）の方（自営業協力者として従事している方）】

○必要提出書類（AもしくはBをコピーで提出してください。）

**A. 下記のうち、いずれか1点**  
①直近の配偶者の確定申告書（屋号・配偶者氏名及び協力者に給与賃金が支払われていることがわかるページ）  
②協力者が専従者として記載されている青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書  
③協力者の源泉徴収票や雇用保険被保険証、住民税特別徴収税額通知書・変更通知書のいずれか1点

上記Aの書類が無い場合は、以下のBの書類①②両方の提出をお願いします。

（家族従業者として就労内定の場合は、以下のBの書類②のみ提出をお願いします。

なお、就労開始後に就労中の就労証明書と以下のBの書類①の提出が必要となります。）

**B. 下記の2点いずれも**  
①給与の支払い状況を証するもの（給与明細、代表者が証明する給与支払証明書）  
②従事する業務内容がわかるもの（店舗の広告、メニュー表等）